

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3・4 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

税理士の独り言

過ぎると必ず反作用があります。人も自然の一部ですから、自然が異常になれば人も異常になるのでしょうか。温暖化は人が過ぎたことを行って反作用です。仏教に中道という考え方があります。川の流れる行く場合、両側の岸のいずれかに偏っているのは、なかなか海にたどり着けません。いずれかに偏っているのは、悟りの海には辿り着けないという意味です。自然が人の力によってありのままになくなってきています。人も心が乾いてきています。今まさに自然との共生と生き方としての中道が求められているのではないのでしょうか。
中途半端とは違いますよね…。

ヒント

- やみくもに攻める前に全体をとらえるべきです。
- 今月の売上高を心配しているようでは社長失格です。
- 明確な目標を持って、「絶対に負けない」という姿勢があればいいんです。
- 他の人間ができることならば同じ人間である私にできないはずがありません。

「孫正義語録」
孫氏の兵法製作委員会 ぴあ

税務アンテナ

□ 法人税法では、法人が支出する費用のうち支出の効果が1年以上に及ぶものは繰延資産として計上し、その効果が及ぶ期間で償却することとしています。自己の製品等の広告宣伝等のため、広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳、陳列棚、自動車、展示用モデルハウスのように見本としての性格を有する資産を贈与した場合又は著しく低い対価で譲渡した場合には、当該資産の取得価額又は当該資産の取得価額からその譲渡価額を控除した金額が20万円以上であれば繰延資産として、その資産の耐用年数の10分の7に相当する年数（5年を超えるときは5年）で償却することになります。

□ 所得税法では報酬・料金、契約金又は賞金についてその支払をする者は、支払の際に所得税の源泉徴収をしなければなりません。技術士又は技術士補のその業務に関する報酬・料金のほか、技術士又は技術士補の資格を有しないで科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う人のその業務に関する報酬・料金の場合は10%の源泉徴収をしなければなりません。ただし、同一人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20%の源泉徴収が必要となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○ 9月分の源泉所得税の納付	31日	○ 10月決算法人の消費税各種選択届出書提出
31日	○ 8月決算法人の確定申告 ○ 19年2月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 11月、20年2月、5月決算法人の消費税中間申告		

今月の贈る言葉『自分の能力は自分で使ってみなければ、わからない』 by 湯川秀樹